

公文書管理法制定 10 年で見えてきた諸問題

2009 年(平成 21 年)に「公文書等の管理に関する法律」(以下「公文書管理法」という。)が制定され、まもなく 10 年が経過する。公文書管理法は文書によって公共団体の活動の説明責任を果たし、適正な行政運営を行うことを目的にし、公文書を「国民共有の知的資源」と位置付けた。これによって行政機関が統一的なルールの下で公文書の管理・保存・利用を行う仕組みを導入し目的を実現できると考えられてきた。

しかし、公文書管理法が施行されている現在においても、自衛隊の海外PKO派遣日報問題、森友学園問題、加計学園問題等に見られるように、文書の改ざんや隠蔽、不存在、誤廃棄等、公文書をめぐる問題は後を絶たない。また、法律の施行により見えてきた新たな問題もある。公文書自体への信頼性が揺らいでいるなか、今後公文書と公文書管理法はどのような方向へ向かっていくのか。

そこで、今年度の総会記念講演会は、筑波大学の中野目徹先生を講師に迎え、公文書管理法制定からの 10 年を振り返り、その間に明らかになった問題について今一度考える場とする。歴史学とアーカイブズ学の見地から御講演いただくことで、公文書と公文書管理法について考えが深まれば幸いである。

- 1 日 時 令和元年 5 月 29 日(水) 午後 1 時 30 分から(受付開始: 午後 1 時)
- 2 場 所 茨城県立歴史館 講堂
(〒310-0034 茨城県水戸市緑町 2 丁目 1 番 15 号)
※JR 常磐線水戸駅下車、北口 4 番バス乗り場から借楽園方面行き乗車約 10 分
- 3 講 演 「公文書管理法制定 10 年で見えてきた諸問題」
中野目 徹 氏(筑波大学人文社会系教授)
※終了後、有志による情報交換会を予定しています。
- 4 参加費 全史料協関東部会会員: 無料 非会員: 資料代として 500 円
- 5 申込み 裏面「参加申込書」に必要事項を記入し、5 月 22 日(水)までに
下記事務局あて FAX または電子メールでお申し込みください。

■ FAX 029-228-4277

■ E-mail jimukyoku@jsai-kanto.jp

主 催: 全史料協関東部会

事務局: 茨城県立歴史館 担当: 石綿・鈴木・長谷川

〒310-0034 茨城県水戸市緑町 2-1-15

TEL: 029-225-4425

皆様の御参加をお待ちしております。